安　全　報　告　書

（自動車運送事業）

令和５年度の結果と令和６年度の計画

運輸安全マネジメントに関する取組状況について

令和６年７月８日
京都市交通局

目　次

１　安全報告書の公表にあたって…… １

２　輸送の安全に関する基本的な方針…… ２

３　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統…… ３

４　令和５年度の輸送の安全に関する目標及びその達成状況…… ４

◆事故の発生状況等

①有責事故発生状況の推移…… ５

②内容別有責事故件数の推移…… ６

③車内事故発生状況の推移…… ７

④直営・委託先営業所別の有責事故発生状況…… ８

５　輸送の安全のために講じた措置…… ９

６　輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容…２１

７　令和６年度の輸送の安全に関する計画……２２

８　輸送の安全のために講じようとする措置……２３

９　輸送の安全のための予算……２９

１０　事故、災害等に関する報告連絡体制……３０

１１　安全管理規程……３２

1　安全報告書の公表にあたって

日頃は、京都市バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、自動車事業における運輸安全マネジメント制度に基づき、市バスの安全運行に関する令和５年度の取組結果と、令和６年度の計画を取りまとめました。

令和５年度の取組結果につきましては、目標に掲げた「重大事故の発生０件」及び「10万ｋｍ当たりの有責事故件数0.158件を下回る」のうち、「10万ｋｍ当たりの有責事故件数」については、目標を達成できました。しかし、令和６年３月８日に横断歩道上の歩行者との接触事故を１件発生させてしまい、重大事故に関する目標は達成することができませんでした。

また、令和５年５月26日には、市バス衣笠操車場において乗客の閉じ込め事案を発生させてしまい、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げるとともに、今後、こうした事案を二度と発生させないという強い決意の下、全運転士が緊張感をもって確実に業務を遂行していくよう、再発防止の取組を続けてまいります。

一方、お客様数は、コロナ禍前の水準には及ばないものの、一部の系統や時間帯では混雑した状況が生じています。このことを踏まえ、市民生活と観光の調和を図る観点から、観光特急バスの運行を開始するなど、令和６年６月から新ダイヤを実施しており、引き続き、混雑への対応にしっかりと取り組んでまいります。

依然として担い手不足や燃料費の高騰等の問題もありますが、私が先頭に立って持続可能な経営に向けた取組を進め、交通事業者の最大の責務である「安全運行」を全うし、お客様を安全・安心・快適に目的地までお運びできるよう、全職員一丸となって、輸送の安全を追求してまいります。

京都市公営企業管理者
交通局長　北村　信幸

2　輸送の安全に関する基本的な方針

京都市公営企業管理者交通局長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしていきます。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底してまいります。

交通局は、

- 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。
- 自然災害の発生時には、お客様、市民、職員の安全確保を最優先とし、関係各所と連携して被害軽減を図り、事業継続に努めます。
- 管理の受委託に係る安全対策として、交通局・受託事業者の双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

6つの安全重点施策

① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底
② 輸送の安全に関する内部監査の実施
③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用
④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
⑤ 事故防止のための啓発活動の推進
⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備

3　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

◆運輸安全マネジメントに係る組織体制

※　道路運送法に基づき「安全統括管理者」を選任しています。

（令和６年４月１日現在）

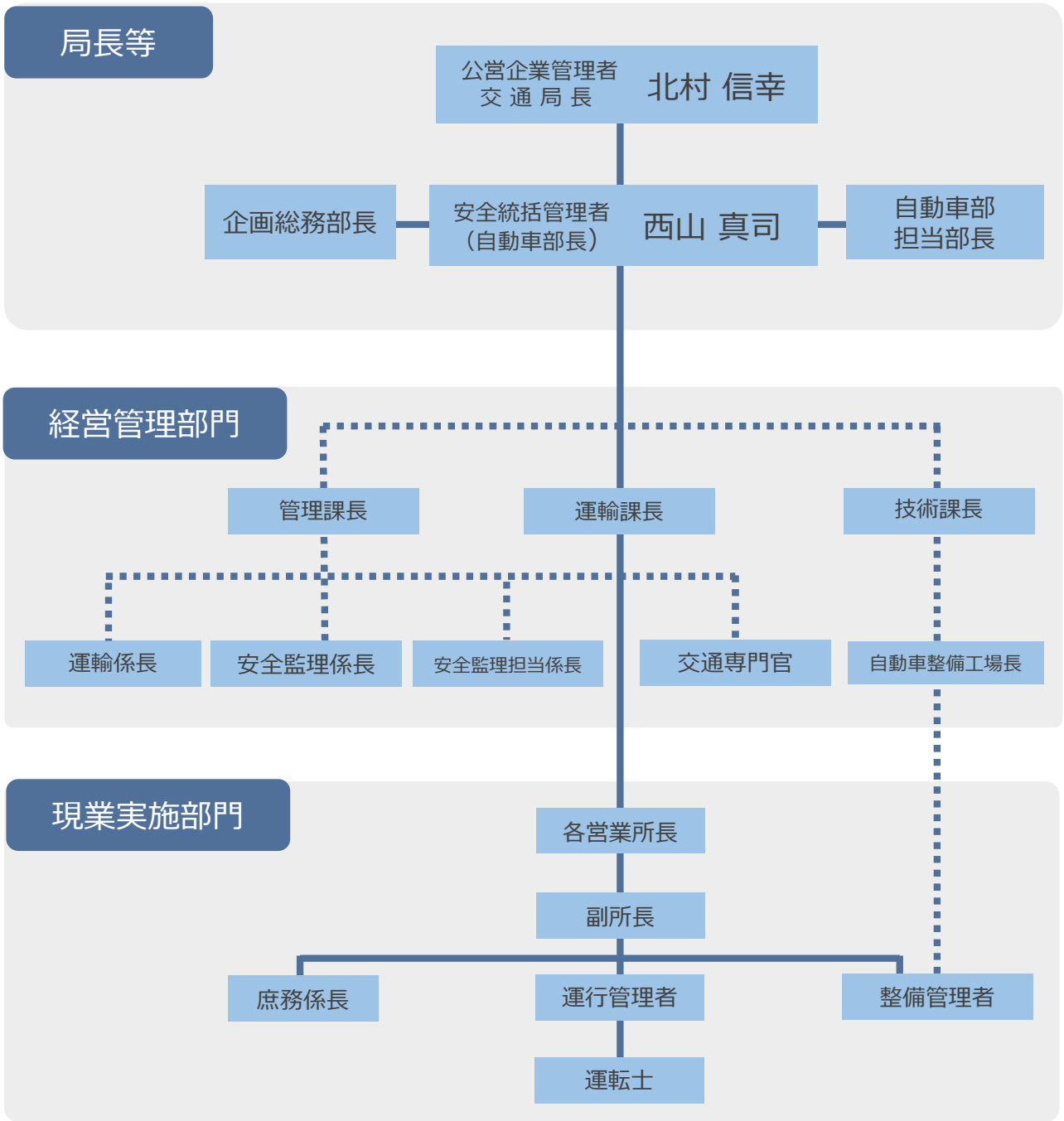

運輸安全マネジメントの核となる組織体制

必要に応じて行う組織体制

※　安全統括管理者に事故があるときは、自動車部担当部長がその職務を代理する。

４　令和５年度の輸送の安全に関する目標及びその達成状況

◆安全目標について

目　標

重大事故　　**０ 件**

有責事故　**走行距離10万km当たり**
0.158件を下回る。※

※　令和４年度の実績値0.158件を下回る。

◆達成状況について

結　果

重大事故　　**1 件**　　未達成

有責事故　**走行距離10万km当たり**
0.155件　　達成

【重大事故の発生】

令和6年3月8日（金）に、市バスが横断歩行者に接触し、重傷を負わせる事故を発生させてしまい、重大事故０件の目標の達成には至りませんでした。

【重大事案の発生】

令和５年5月26日（金）に、衣笠操車場において車内留置事案を発生させてしまい、安全への信頼を失墜させることとなりました。

◆　事故の発生状況等

4-①　有責事故発生状況の推移

令和５年度は、運転士の信号の確認不足により、横断歩行者に重傷を負わせる重大事故を１件発生させてしまいました。

10万kmあたりの有責事故件数は、0.155件に抑えることができ、前年度から減少しています。

	目　標		実　績			達成状況
	重大事故	10万キロ当たりの有責事故	重大事故	有責事故	10万キロ当たりの有責事故	
令和元年度	0 件	0.237件以下	0 件	75件	0.233件	達成
令和２年度	0 件	0.233件以下	0 件	47件	0.147件	達成
令和３年度	0 件	0.186件以下	1 件	49件	0.159件	未達成
令和４年度	0 件	0.174件以下	1 件	47件	0.158件	未達成
令和５年度	**0 件**	**0.158件以下**	**1 件**	**46件**	**0.155件**	**未達成**

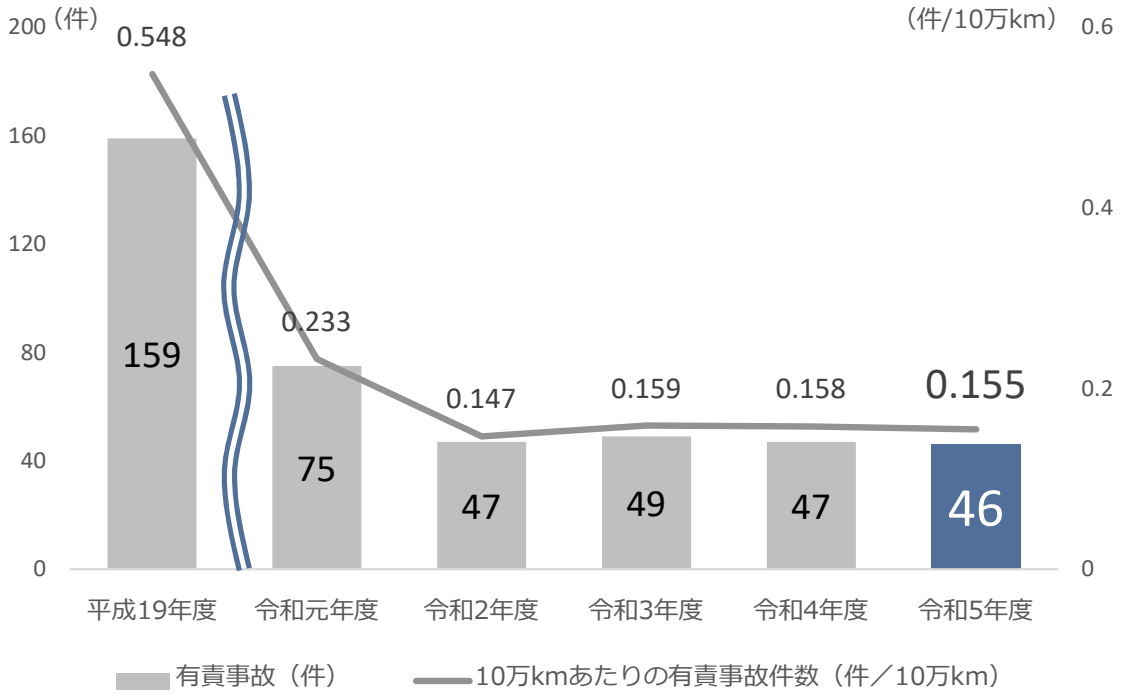

4-②　内容別有責事故件数の推移

市バスの事故で最も多い形態である自動車やバイク等との接触事故については、令和５年度は30件とコロナ前より低い水準に抑えることができました。また、車内事故についても同様に低い水準に抑えることができました。

今後も事故の大半を占めるこれらの事故の再発防止に向けた取組を推進してまいります。

（単位　件）

	自動車接触等	車内事故	歩行者接触等	合計
令和元年度	39	33	3	75
令和２年度	33	13	1	47
令和３年度	34	15	0	49
令和４年度	30	15	2	47
令和５年度	**30**	**14**	**2**	**46**

※　上記のほか、令和5年度は車両故障による運行中止が59件ありました。（令和4年度より12件減少）

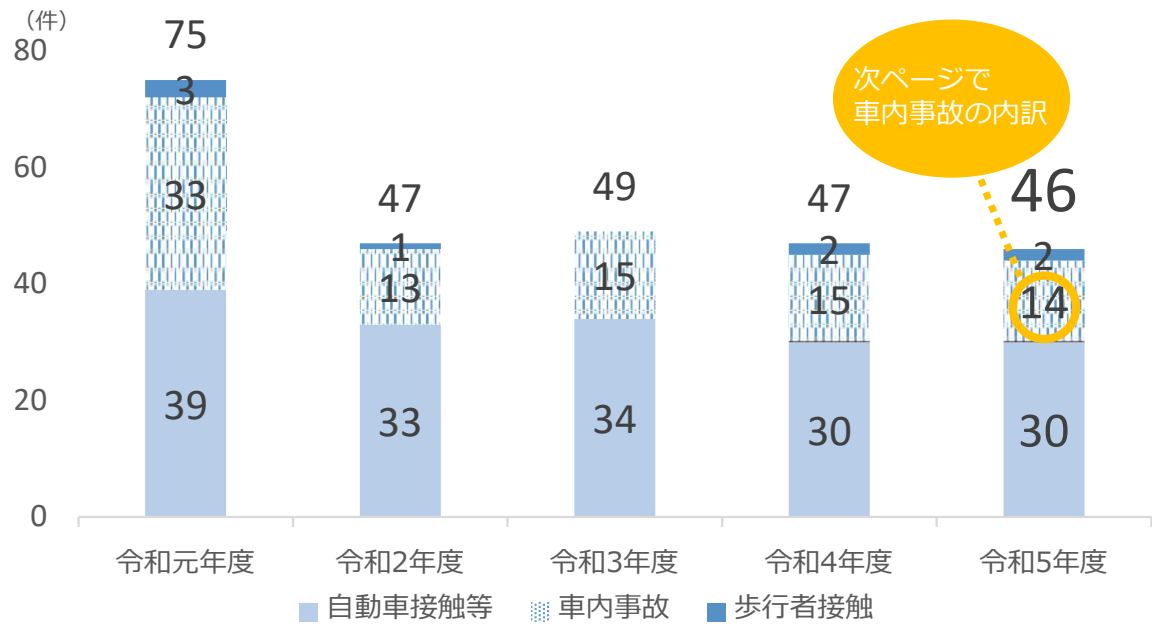

4-③　車内事故発生状況の推移

車内事故については、発進時の車内事故の撲滅を重点的に取り組んできた結果、発進反動による転倒事故が着実に減少しています。

しかし、車内事故全体で高齢のお客様にお怪我を負わせるケースが依然多いことも踏まえ、引き続き、車内のお客様の動静確認や注意喚起を徹底し、車内事故を減らしていけるよう取り組みます。

（単位　件）

	発進時の反動	急ブレーキの反動	通常ブレーキの反動	扉挟み他	合計
令和元年度	12	12	3	6	33
令和２年度	9	3	1	0	13
令和３年度	6	6	1	2	15
令和4年度	3	6	3	3	15
令和５年度	**3**	**7**	**3**	**1**	**14**

	車内事故における70歳以上の負傷者
令和元年度	18／33（54.6%）
令和２年度	8／13（61.5%）
令和３年度	12／15（80.0%）
令和４年度	7／15（46.7%）
令和５年度	8／14（57.1%）

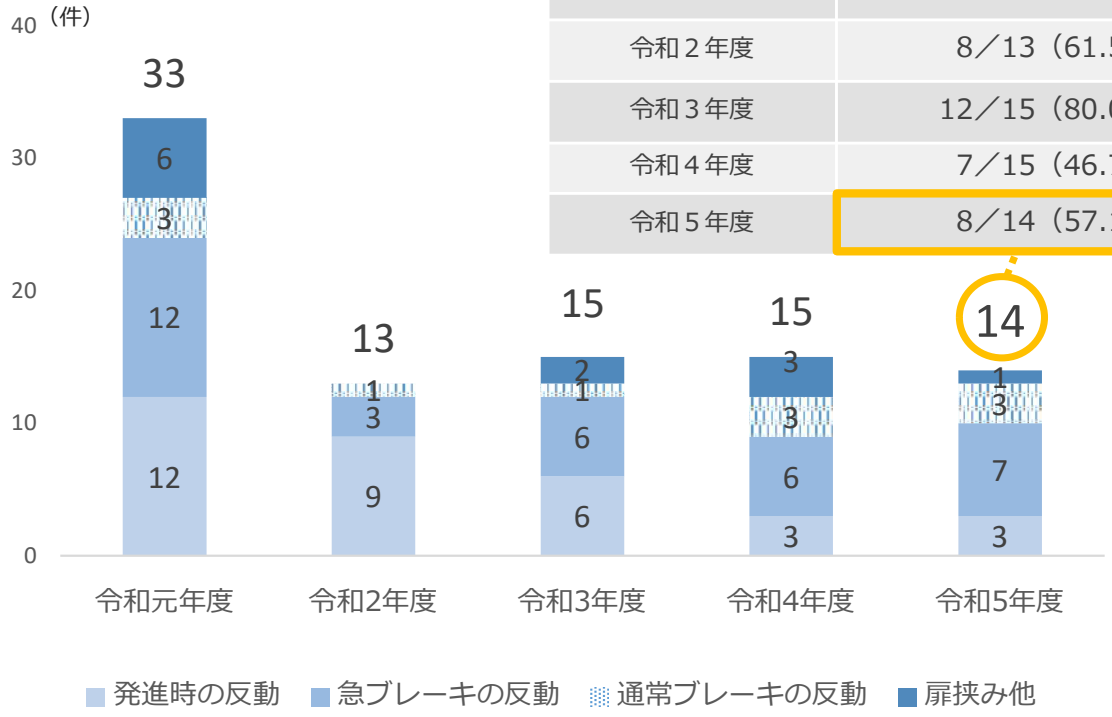

4-④　直営・委託先営業所別の有責事故発生状況

直営と委託先営業所では担当している運行経路が異なりますが、令和5年度の有責事故について、直営が33件、委託先が13件となり、令和4年度と比較すると直営が3件の増加、委託先が4件の減少となりました。

また、事故多発者への指導教育を徹底してきた結果、直営の33件の事故発生者の中で、過去５年以内に事故を発生させたことのある運転士は２割（21.2%）に留めることができました。

(単位　件)

	直　営	委託先	合　計
令和元年度	51 (68.0%)	24 (32.0%)	75
令和２年度	32 (68.1%)	15 (31.9%)	47
令和３年度	33 (67.3%)	16 (32.7%)	49
令和４年度	30 (63.8%)	17 (36.2%)	47
令和５年度	**33** (71.7%)	**13** (28.3%)	**46**

過去５年以内に事故を起こしている運転士
7／33（21.2%）

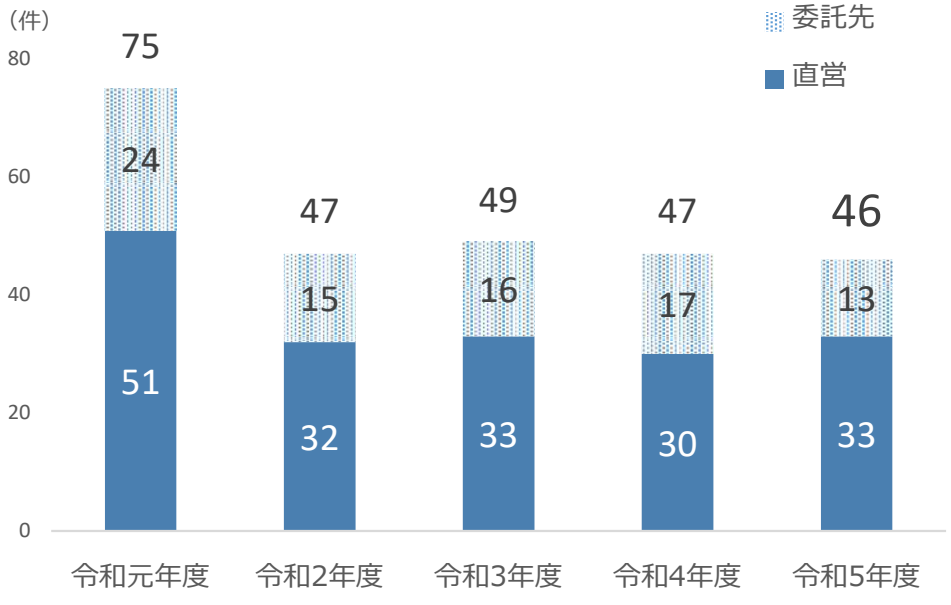

5　輸送の安全のために講じた措置

◆令和５年度の安全マネジメントに伴う取組結果表

令和５年度は、すべてのお客様に信頼される安全の追求に向け、６つの安全施策及びその細目である22の実施計画に取り組みまし た。

安全重点施策	実施計画	実施状況
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		
	1　法令遵守と基本動作の徹底	○
	2　安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知	○
	3　厳正な点呼の実施	○
	4　ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進	○
	5　走行危険箇所の確認と見直し	○
	6　運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	○
	7　添乗調査及び主要停留所、終点停留所等における運転操作の立地調査	○
②輸送の安全に関する内部監査の実施		
	8　内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	○
	9　「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施	○
	10　新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の発生に備えた対応	○
	11　警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施	○
③輸送の安全に関する情報の共有と活用		
	12　事故防止対策検討ワーキングの開催	○
	13　事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化	○
	14　全市バス安全運行推進会議、各種会議体の開催	○
④輸送の安全に関する教育及び研修の実施		
	15　運転士に対する指導・研修の実施	○
	16　運行管理者に対する研修の実施	○
	17　安全意識向上ミーティングの開催	○
	18　高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の実施	○
⑤事故防止のための啓発活動の推進		
	19　関係機関と連携した啓発活動の実施	○
	20　事故防止に向けた対策と啓発の実施	○
	21　高齢者に対する啓発の実施	○
⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備		
	22　車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催	○

（実施状況について）　○：実施済　△：一部未実施　×：未実施

◆主な取組状況

法令遵守と基本動作の徹底　（実施計画１）

イエローストップの徹底

＜取組内容＞

令和５年３月30日（木）に市バスが追突事故を発生させた事案を受け、事故原因が信号未期進入によるものであったことから、全運転士に対しイエローストップを徹底させ、研修でも教材に取り入れるなど再発防止を図るとともに安全意識の向上に取り組みました。

取組内容	実施期間
全営業所への速報と再発防止の厳命　※	３月31日
国の定める指導及び監督指針に基づく教育	４月18日、６月13日
事故防止重点目標による啓発	５月１日～５月31日
全運転士が参加する事故防止重点研修	８月21日～31日 （延べ８日間）
添乗調査でのイエローストップの実践状況の確認	５月１日から継続実施
交差点での立地調査	５月31日から継続実施
各営業所における所属研修	６月26日～10月20日
所属長による個人面談の実施	７月下旬～３月31日
運行管理者に対する指導能力向上研修の実施	10月４日、17日、23日

※　営業所内の掲示板や点呼場所に掲出し、運転士に周知徹底を図り、再発防止に取組みました。

確実な車内点検の実施

＜取組内容＞

令和５年５月26日（金）発生の衣笠操車場における車内留置事案を受け、こうした事案を絶対に発生させないという強い決意の下、全運転士が緊張感をもって確実に業務を遂行していくことはもとより、非乗務員による終点停留所での立地調査などの再発防止策に取り組み、安全・安心に市バスを御利用いただけるよう信頼の回復に努めました。

取組内容	実施期間
国の定める指導及び監督指針に基づく教育 安全テーマに関する啓発チラシを作成し全運転士に配布	４月18日、６月13日
全営業所への速報と再発防止の厳命	５月27日
一斉無線や営業所構内放送での啓発	５月29日～９月30日
非乗務員による入庫車両の点検	６月１日～９月30日
操車場・終点停留所での立地調査	６月１日～９月30日
ドライブレコーダーによる全運転士の車内点検状況の確認	６月１日～９月30日
民間バス事業者との情報交換や副所長会での再発防止策の検討	６月13日
各営業所における所属研修	６月26日～10月20日
所属長による個人面談の実施	７月下旬から順次実施
全運転士が参加する事故防止重点研修	８月21日～31日（８日間）
終点停留所での車内自動放送による点検促進	10月１日～（西賀茂） 令和６年４月～全営業所
運行管理者に対する指導能力向上研修の実施	10月４日、17日、23日
操車場・終点停留所での立地調査（臨時）	12月１日～12月31日　※

※　操車場・終点停留所での立地調査は、令和6年１月以降も隔月で実施。

令和５年３月30日に発生した追突事故及び令和５年５月26日に発生した車内留置事案の発生により、近畿運輸局から行政処分（文書警告：令和５年７月25日付）を受けました。

警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施　　（実施計画１１）

南消防署との合同防災訓練の実施（令和５年６月５日実施）

＜取組内容＞

更なる輸送の安全の確保に向けて、６月５日に九条営業所にて南消防署との合同防災訓練を実施しました。

訓練は、市バスのエンジンからオイルが漏れ、エンジンの熱で発火し、保管中のタイヤに延焼拡大しているとの想定のもと営業所の職員等による初期消火活動に加え、消防隊による運転士の救出や大型はしご車からの放水などを実施しました。

初期消火活動の様子

大型はしご車による放水の様子

京都市総合防災訓練の実施（令和５年10月28日実施）

＜取組内容＞

10月28日に岡崎公園で行われた京都市総合防災訓練において、巨大地震の発生により運行中のバス車両が被災し、前後乗降口が瓦礫で塞がれ、車内に乗客が閉じ込められ、怪我を負ったという想定のもと災害訓練を警察・消防と連携し実施しました。

京都市総合訓練の様子

輸送の安全に関する情報の共有と活用　（実施計画１４）

全市バス安全運行推進実務者会議（令和６年２月８日実施）

＜取組内容＞

全営業所長と委託先事業者の本社の安全運行に携わる実務者が参加した会議を開催し、実務者目線の安全運行に関する取組の情報共有と各事業者で抱える課題について意見交換を行うことで、交通局と委託先事業者双方の安全運行への意識向上を図りました。

全市バス安全運行実務者会議の様子

主な意見交換の内容

- 安全目標を５年間継続し、言い続けたところ、年々取組の成果が現れ始めた。
- 事故を起こした運転士同士による意見交換会の実施
- 指導者による指導方法のバラつきをなくすため、視聴覚教材を用いた研修教材の活用
- 60歳以上の運転士に適齢診断を前倒しで受診（推奨65歳以上）

他の運送業における安全対策の学習（令和６年２月19日実施）

＜取組内容＞

更なる市バスの安全運行の推進を図ることを目的とし、他の運送業のトラック事業者の安全対策をご教示いただくため、本局役付職員と直営営業所の副所長が日本通運株式会社を訪問し、意見交換を行い交通局で取り入れられる取組については実践していくことにしました。

日本通運㈱における現地視察の様子

主な取組内容

- プロモーションビデオを活用した安全対策の説明
- 事故の発生状況と再発防止策
- 事故の風化の防止
- 研修教材の映像視聴
- 意見交換会
  （ドライバーコンテストについて
  ドライバー不足への対策等）

運転士に対する指導・研修の実施　（実施計画１５）

事故多発者への指導教育の徹底

＜取組内容＞

令和４年度に発生した直営の事故件数では、過去５年以内に事故を発生させた運転士の再発によるものが多かったことを受け、令和５年８月には、運転士を対象に実施した事故防止重点研修の中で研修テーマに「事故惹起者の事故の再発防止」を取り入れ、事故の再発防止と安全意識の向上を図りました。

そうした取組の結果、令和５年度においては、直営の事故件数33件のうち、過去５年以内に事故を発生させた運転士の再発は、7件（21.2%）に留めることができました。

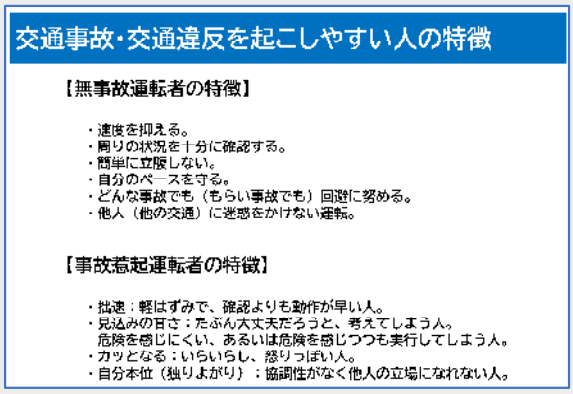

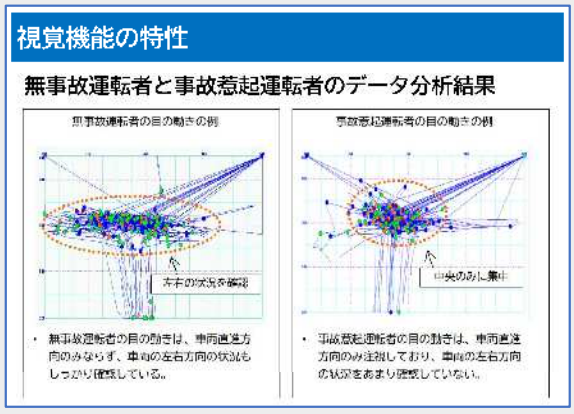

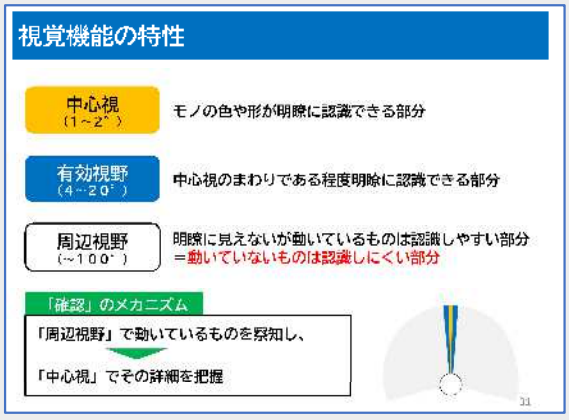

事故防止重点研修の研修資料

事故惹起者への再発防止に向けた取組

- 個人面談（運行管理者等）
- 添乗指導（副所長、運行管理者）
- 事故防止研修（机上・乗務）
- 自動車部面談
- ドライブレコーダー映像を活用した事故分析

外部機関を活用した事故防止重点研修の実施

＜取組内容＞

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）を外部講師に迎え、直営の全運転士を対象に毎年１回事故防止重点研修を行っています。

▶　イエローストップの徹底と確実な車内点検の指導教育

令和５年度に実施した同研修では、ドライブレコーダー映像を活用した事故事例の検証に加え、重大事故と車内閉じ込め事案について、それぞれの再発防止策である「イエローストップの徹底」と「確実な車内点検の実施」をテーマとする研修を行い、運転士の安全意識の向上と再発防止を図りました。

事故防止重点研修の様子

研修資料

▶　扉事故の撲滅に向けた指導教育

令和３年度に乗車客を扉で挟み、重傷を負わせた重大事故を風化させないためにも、同研修の中で扉事故に係る事故防止をテーマに研修を行い、運転士の安全意識の向上を図りました。

※ 令和５年度の扉事故１件は、同研修の実施前である４月に発生したものです。

事故防止重点研修の研修資料

【参考】事故防止研修等の取組（研修所）

市バス運転士の経験年数に応じた各種セミナー、民間研修施設への派遣研修などを実施しています。

研修名		研修目的
市バス運転士キャリア別	市バス新採運転士研修	新規採用時の基本研修
	１年目市バス運転士セミナー	基本動作等の定着状況
	２年目市バス運転士セミナー	運転技術・接遇技術の実践状況
	３年目市バス運転士セミナー	節目におけるブラッシュアップ
	市バス運転士セミナー	事故防止・接遇技術の定期診断
	指導運転士セミナー	指導者としての知識の習得
	シニアドライバーセミナー	加齢時の運転・接遇技能の再認識
	民間派遣研修	安全意識・運転技術の向上
経験の浅い運転士を対象とした添乗強化研修		事故の未然防止や接遇技術の確認

【参考】事故防止研修等の取組（営業所・本局）

営業所独自の取組や本局と連携した取組を実施し、運転士個々の安全意識の高揚に努めています。

項　目		内　容
営業所独自の取組	事故防止特別研修	事故を起こした運転士に再発防止を目的とした研修を実施
	事故防止勉強会	営業所職員と運転士が事故防止に向けた勉強会を実施
	副所長による添乗調査	副所長による事故多発者や接遇に課題のある者への添乗調査を実施
	営業所役付職員による添乗調査	営業所役付職員による事故発生者や接遇に課題のある者への添乗調査を実施
本局と連携した取組	セーフティサポート研修	研修所から講師を派遣し、安全運転訓練車を活用した安全運転技術の向上を目指した研修を実施
	事故防止検討ワーキング	本局役付職員と営業所職員並びに運転士が参加し、事故のドライブレコーダー映像を活用した再発防止に向けた意見交換会を実施
	安全意識向上ミーティング	本局役付職員と営業所の運行管理者が参加し、事故防止やお客様接遇に関する意見交換を実施
	事故防止重点研修 （自動車事故対策機構ナスバ）	外部機関（自動車事故対策機構ナスバ）から講師を招き運行管理者の指導能力向上を図るための研修を実施
	運行管理者指導能力向上研修 （自動車事故対策機構ナスバ）	外部機関（自動車事故対策機構ナスバ）から講師を招き運転士の安全意識の向上を図るための研修を実施

研修実施計画表

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修所における研修	基本研修									新任指導運転士研修			
					新規採用市バス運転士研修①								
							新規採用市バス運転士研修②						
	キャリア別研修	経験の浅い運転士等への添乗強化研修、安全運行徹底運転士セミナー、接遇パワーアップセミナー ※適宜実施											
				初任運転者指導者向け研修									
				1年目市バス運転士セミナー									
				2年目市バス運転士セミナー									
				3年目市バス運転士セミナー									
			市バス運転士セミナー										
				指導運転士セミナー									
				シニアドライバーセミナー									
			運行管理者研修		外部研修機関への派遣研修								
営業所・本局における研修	スキルアップ研修	事故惹起者への指導教育の徹底　※適宜実施											
						事故防止重点研修							
		セーフティサポート研修（安全運転訓練車研修）											
		非乗務員（元運転士）に対する定期乗務訓練　※適宜実施											
					交通サポートマネージャー研修 ※適宜実施								
		ファインプレー情報の収集・分析及び活用　※適宜実施											
		基本動作の徹底と確認に係る啓発　※適宜実施											

事故防止に向けた対策と啓発の実施　（実施計画２０）

自転車の歩道からの飛び出し注意　啓発の実施

＜取組内容＞

自転車等との接触事故を削減していくためには、運転士への指導教育だけに留まらず、自転車等の利用者側への交通マナーの理解を高めることも必要です。

そのため、安全確認を十分に行わずに運転をしている自転車との事故を防止することを目的とし、「進路変更時には後方確認義務がある」という交通ルールを周知するため、警察等と連携して、ポスターを製作し、市バス車内等に幅広く掲出することで啓発に努めました。

掲出箇所

市バス車内、地下鉄車内、地下鉄駅構内（掲示板及び電子広告）
各警察署内の掲示板及び電子広告、運転免許教習所内の掲示板
各行政区の広報掲示板等

【掲出開始】令和５年12月～

ポスターデザイン

細枠広告枠「車内事故防止等ステッカー」の掲出

＜取組内容＞

車内事故防止の啓発を図るため、見える化キャラクターを活用した「車内転倒防止等ステッカー」を製作し、市バス車内（10箇所）に掲出しました。また、ステッカーの内容は、お客様と一番身近に接している営業所の運転士の意見を採用しました。

内容については、今後、必要に応じて変更を行っていきます。

【掲出開始】令和６年１月～

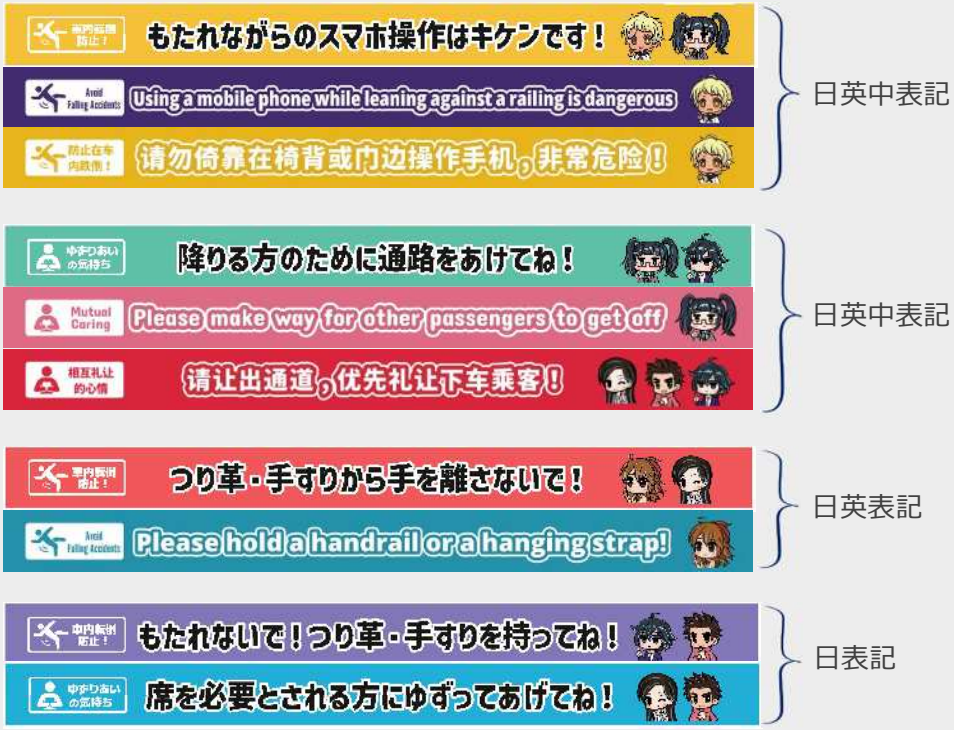

細枠広告枠の掲出例

小学生を対象とした市バス安全マナー教室の開催
（令和５年12月13日実施）

＜取組内容＞

市バス車両を用い、小学２年生を対象とし、市バスに関連した交通ルールのレクチャーをはじめ、市バスの運転士体験や乗車マナーのレクチャーを行うことで、安全意識の向上を図るとともに、市バスに親しみを持っていただくことや、運転士の魅力発信に寄与することを目的として実施しました。

実施内容

- 日　時　　令和５年12月13日（水）午前中
- 対　象　　京都市立太秦小学校２年生（４クラス・約120名）
- 場　所　　太秦小学校内のグラウンド及び体育館
- 内　容

・自転車走行時のポイント
・バスに乗る際のマナー
・市バス○×クイズコーナー
・市バス運転士体験

市バス運転士体験の様子

元運転士の職員が児童のそばで、丁寧に車内アナウンスの方法などを説明しました。

自転車走行時のポイントの様子

運転士からの視線の死角部分や自転車を運転する際の安全確認の方法などイラストを使用し、わかりやすく説明しました。

○×クイズの様子

市バス○×クイズは、大盛況で参加した児童はとても喜んでいました。

6　輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理体制が適切に機能しているか、また、各種取組が効果的に機能しているかを確認するため、企画総務課長をはじめとする内部監査員が、管理者、安全統括管理者、企画総務部長等の経営管理部門及び現業実施部門に対して、改善箇所や方法について助言する内部監査を実施しました。

◆経営管理部門　監査結果

※　監査結果から抜粋

令和５年８月１８日、３０日実施

監査項目	監査結果
安全方針が設定され全職員に周知されているか。また、経営トップと現場のコミュニケーションが適切に図られているか。	部長会、所長会、副所長会、部課長会、全市バス安全運行推進会議、各営業所における事故防止対策検討ワーキング、事故防止重点研修などを通じて、管理者から安全統括管理者等の幹部職員、さらに現場の全職員へと、安全を最優先とする経営トップの考えを周知するとともに、より効果的で安全に対する機運を高めるものとなるよう取り組まれていることを確認しました。
法令等を遵守した業務が行われているか。また、業務の記録や引継ぎが適切に行われているか。	安全管理規程の策定及び改定、運行管理者の選解任の届出、路線の新設・変更の届出等、安全運行のために必要な業務について、法令等を遵守して適切に行われていることを確認しました。
輸送の安全に関する重点施策が適格性と有効性の面で遂行されているか。	安全重点施策に基づき作成された令和４年度の運輸安全マネジメントの取組計画が着実に実行されていました。また、令和５年３月に重大事故、令和５年５月に車内閉込の事案を発生させたものの、再発防止の取組を徹底するとともに、事故惹起者への指導教育など更なる取組の充実が図られていることを確認した。

◆現業実施部門 監査結果

※　監査結果から抜粋

委託 横大路営業所エムケイ　令和５年９月７日実施

監査項目	監査結果
告示を達成させるため、事業者が自ら先頭に立って、運転者に対して指導及び監督を行っているか。	比較的小規模の営業所であることの強みも生かし、点呼や日常のコミュニケーション、掲示物にも工夫を凝らしながら、運転士一人一人に対し丁寧に指導し、事故防止の徹底や接遇向上に取り組まれていることを確認しました。
常に運転者の習得の程度を把握し、実施しているか。	定期研修の開催や表彰制度など、本社が適切にバックアップし、社員のモチベーションの維持・向上を図られていることを確認しました。
災害や社会情勢等に応じた内容の見直しを行っているか。	新型コロナや大雪などの災害時においては、本社、交通局本局、併設する阪急バス横大路支社と緊密に連携して対応されていることを確認しました。

7　令和６年度の輸送の安全に関する計画

◆はじめに

本市バス事業においては、輸送の安全は交通事業者の最大の責務であるとの認識の下、“事故を絶対に起こさない”という安全文化の構築を目指し、安全対策を進めてまいります。

◆安全目標について

令和６年度　安全目標

重大事故　　0 件

有責事故　走行距離10万km当たり

令和５年度の実績値　0.155 件　を下回る

車内留置事案　　0 件

令和６年度は、観光特急バスの運行を開始するなど、増加傾向にある観光客の対応を念頭に置き、上記の安全目標のとおり、重大事故や車内留置事案の撲滅はもとより有責事故の削減を目指し、有効な取組を実施するため、６つの安全重点施策とその細目である22の実施計画を着実に推進することにより、輸送の安全の確保に努めていきます。

◆ 安全スローガンと事故防止通年目標の設定

令和６年度　安全スローガンと３つの約束

令和６年度については、「安全スローガン」と「３つの約束」を継続して掲げ、自動車接触事故の削減はもとより、車内事故の削減並びに運行中の安全確認の徹底に取り組んでまいります。

お客様第一、安全運行の徹底！

（３つの約束）

- プロ意識を持つ
- 基本動作の徹底
- 親切なご案内

令和６年度　事故防止通年目標

令和5年度に一方過失の事故が多かったことから、事故を未然に防ぐことを目的とし、事故防止通年目標を「危険を見つけ、正しい判断で事故をなくそう！」に設定し、全職員が一丸となって安全運行の推進に取り組みます。

危険を見つけ、正しい判断で事故をなくそう！

8　輸送の安全のために講じようとする措置

◆令和６年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表

令和６年度は、更なる安全の徹底に向け、６つの安全重点施策及びその細目である22の実施計画に取り組みます。

安全重点施策	実施計画
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底	
	1　法令遵守と基本動作の徹底
	2　安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知
	3　厳正な点呼の実施
	4　ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進
	5　走行危険箇所の確認と見直し
	6　運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施
	7　添乗調査及び主要停留所、終点停留所等における運転操作の立地調査
②輸送の安全に関する必要な是正又は予防措置の実施	
	8　内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施
	9　「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施
	10　自然災害の発生に備えた対応
	11　警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施
③輸送の安全に関する情報の共有と活用	
	12　事故防止対策検討ワーキングの開催
	13　事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化
	14　全市バス安全運行推進会議等、各種会議体の開催
④輸送の安全に関する教育及び研修の実施	
	15　運転士に対する指導・研修の実施
	16　運行管理者に対する研修の実施
	17　安全意識向上ミーティングの開催
	18　高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の実施
⑤事故防止のための啓発活動の推進	
	19　関係機関と連携した啓発活動の実施
	20　事故防止に向けた対策と啓発の実施
	21　高齢者に対する啓発の実施
⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	
	22　車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催

◆主な実施計画の内容

法令遵守と基本動作の徹底　（実施計画１）

車内留置事案の撲滅に向けた再発防止

＜取組内容＞

令和５年５月26日（金）発生の車内留置事案を受け、全運転士が緊張感をもって確実に業務を遂行していくことはもとより、令和６年度からは市バス全車両の車内放送に、終点停留所到着時に確実に車内確認を行うよう、新たに業務連絡放送を挿入するとともに、非乗務員による終点停留所での立地調査などを継続し、再発防止を図ります。

歩行者接触事故の撲滅に向けた再発防止

＜取組内容＞

令和６月３月８日（金）に発生した市バスが赤信号を見落として横断歩行者に接触した事故を踏まえ、改めてプロドライバーとして、信号の見落としは決して許されないという高いレベルでの安全意識を運転士に徹底し、令和６年度も引き続き、再発防止に取り組みます。

具体的には、運転士を対象に実施する研修の中で、歩行者事故防止、思い込みや漫然運転の禁止を研修テーマに取り入れ、再発防止を図ります。

乗客を乗せたままの回送運行事案の撲滅に向けた再発防止

＜取組内容＞

令和６年６月７日（金）終点京都駅前バスおりばに到着した市バスが、降車取扱い中に乗車口（中扉）を開扉し、外国人の乗客2名が乗車され、運転士はそのことに気付いたにもかかわらず、回送にて運行を開始するという事案を発生させました。

本来であれば、その場で降車いただくべきところ、運転士として基本的な対応ができなかったことを深く受け止め、全運転士に事案の周知とお客様対応で困った場合には営業所への連絡を再徹底させるなど再発防止を図ります。

『事故を風化させない！ 市バス安全カレンダー』の掲出

＜取組内容＞

過去に発生した重大事故、新聞等で報道され社会的影響が大きかった事故等について、過去の事として風化させないために事故発生日に事故概要等を表記した「事故を風化させない！市バス安全カレンダー」を作成し、掲示板への掲出や、点呼時等に運転士をはじめ営業所職員に周知することで、安全意識の高揚を図るものです。

なお、本取組は日本通運（株）京都支店を視察した際に紹介された同社の取組を交通局においても導入したものです。

7日（日）	8日（月）
今出川六軒町交差点手前で制動反動により車内客が負傷する事故が発生（令和4年）	丸太町山越通交差点で横断歩行者に接触し、負傷する事故が発生（令和2年）

自然災害の発生に備えた対応　（実施計画１０）

＜取組内容＞

▶　近年、自然災害が頻発化・激甚化する中で、洪水等によりバス車両が水没する恐れがある場合には、水害発生時に車両を被害から守るための車両退避方法に基づき迅速に対応し、早期の運行再開を目指します。

▶　東日本大震災や令和６年１月に発生した能登半島地震など、近年でも大きな災害が発生していることを踏まえ、シェイクアウト訓練（一斉防災行動訓練）を実施します。

▶　また、大雪が想定される場合には、以下の取組を行うことで、雪害に備え、市バスの運行を確保するものです。

- 路線状況の点検と車両に積んだ凍結防止剤を散布できる体制の確保
- 市バス路線の路面状況について情報収集し、本局職員と営業所職員による重点箇所のパトロールの実施
- 全運転士に対し、凍結路面の走り方や重点箇所について再周知

全市バス安全運行推進会議等、各種会議体の開催　（実施計画１４）

全市バス安全運行実務者会議の開催

＜取組内容＞

令和６年度についても、直営と委託先事業者の双方がそれぞれの課題や問題点を持ち寄り、より具体の対応策を講じられるよう議論を深め、より的確な安全対策を推進していきます。

他の運送業における安全対策の学習について

＜取組内容＞

他事業者における安全教育活動を副所長会メンバー（課長級）を中心に視察・意見交換を行うことで、市バスの安全対策に有効な取組を取り入れ、安全運行の推進を図っていきます。

運転士に対する指導・研修の実施　（実施計画１５）

市バス運転技能接遇コンテストの開催

＜取組内容＞

運転士の安全意識の高揚やお客様接遇の更なる向上、並びに運転士のモチベーションアップを図ることを目的とし、運転士が日頃の乗務で経験する運転操作、接遇などのシチュエーションを作り、適切な対応や動作ができているかを競うコンテストを実施します。

事故多発者向け特定診断の活用

＜取組内容＞

事故を過去に複数回発生させている運転士に対して、これまでの指導教育を継続するとともに、NASVAが実施する「特定診断」を受けさせ、外部機関のカウンセラーが運転士に再発防止に必要な運転行動等について指導や助言を行うことで、自身の運転行動の改善に向けた動機付けを図ります。

種別	内容
特定診断 ※事故多発者向け	適性診断 ＋ 個別カウンセリング 交通事故を引き起こすに至った状況等について面談を行い、交通事故の再発防止に必要な運転行動等について、カウンセラーと共に目標設定を行います。
一般診断 ※すべての運転者向け	適性診断 個人の運転のクセなどを把握し、安全運転に役立つポイントが記載された適性診断票をお渡しします。

特定診断（シミュレーションの様子）

外部機関によるカウンセリングの様子

事故防止に向けた対策と啓発活動の実施　（実施計画２０）

見える化キャラクターを活用した車内事故防止啓発活動の実施

＜取組内容＞

車内事故は、これまでからの取組により着実に減少しているものの、未だに高齢の方の転倒事案が多く見受けられることから、更なる啓発活動の取組を推進する必要があります。

このため、「まぢピンチキャラクター」を活用した車内事故防止啓発ポスターを新たに作成し、注目度を高めることで、効果的な啓発活動を実施し、車内事故の撲滅を目指すものです。

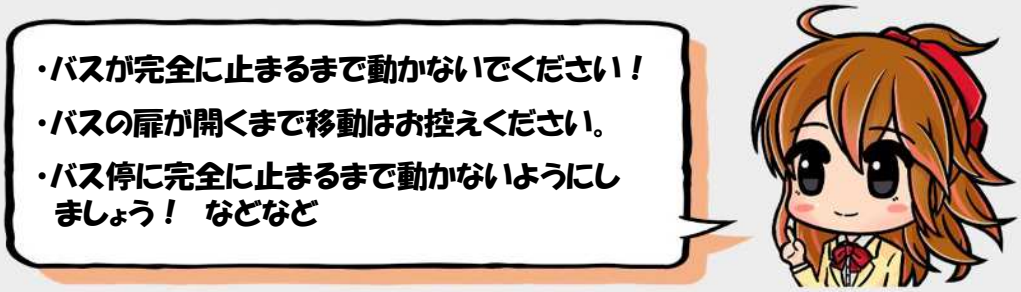

小学生を対象とした市バス安全マナー教室の開催

＜取組内容＞

令和５年度に小学生を対象として実施した「市バス安全マナー教室」では、実際のバス車両を用いて児童に乗車体験等を実施し、安全意識の向上や利用マナーの啓発が図れたことから、令和６年度も継続して実施するものです。

なお、取組内容は、昨年度の内容を生かしつつ、より魅力的な取組となるよう検討します。

９　輸送の安全のための予算

◆令和６年度予算

項目	予算額
研修・講習など安全運転推進費用	３３，７４５千円
施設・車両安全対策費用 車体更新、保守点検、設備保守点検修理、誘導・警備・警戒等	３３２，８２５千円
合　　計	３６６，５７０千円

10　事故、災害等に関する報告連絡体制

◆緊急時の連絡体制

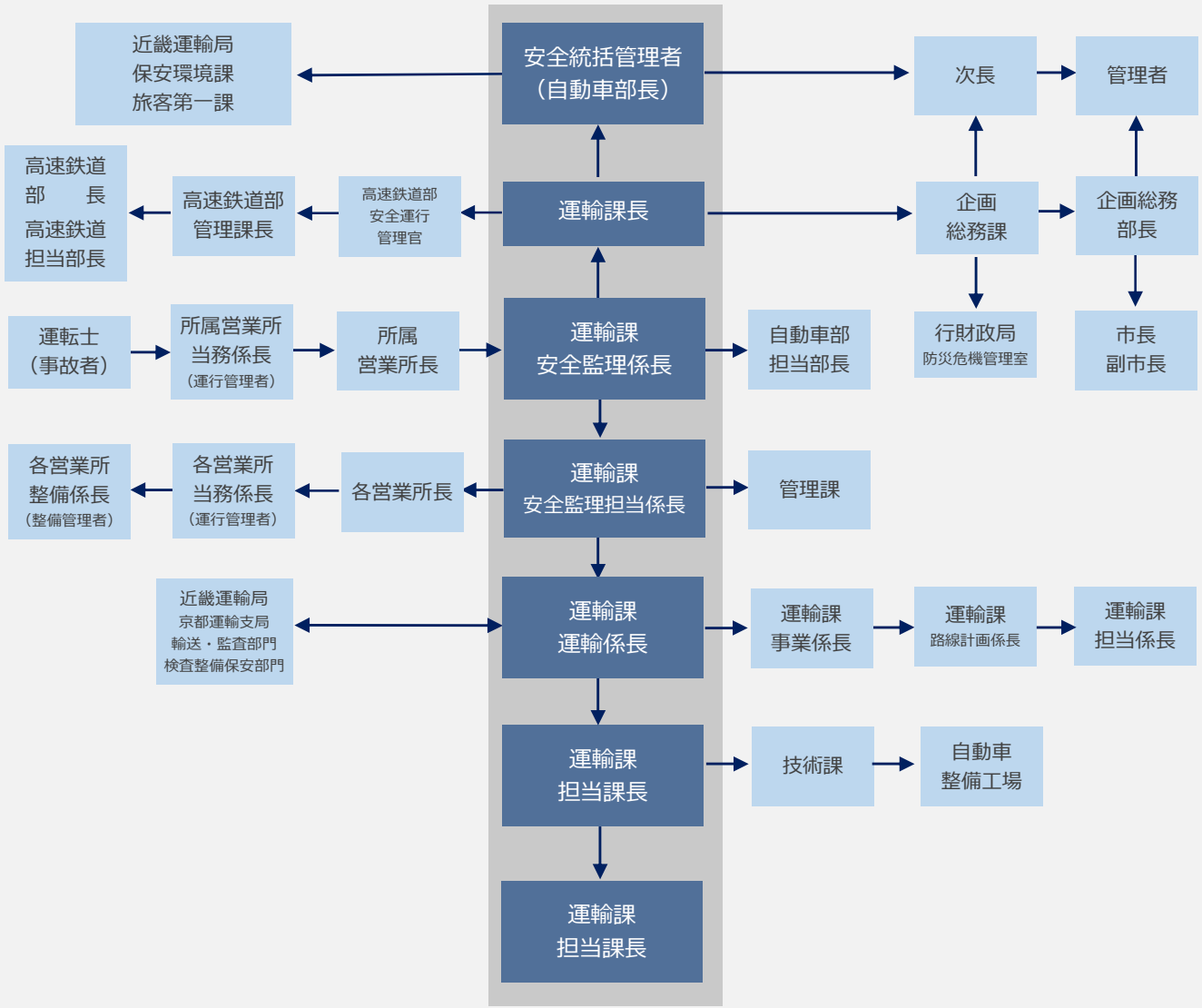

直　営 営業所
西賀茂
烏　丸
九　条
梅　津

委託先 営業所	委託先 会　社
錦　林	京都バス
梅　津	西日本 JRバス
洛　西	近鉄バス
横大路	阪急バス
	エムケイ

※　警察への連絡・通報は、事件及び事故が発生した部署から速やかに行い、その後、自動車部運輸課に報告。
　警察、発生部署、運輸課で緊密な連絡協調体制を確立する。

◆緊急時の連絡体制（管理の受委託実施営業所）

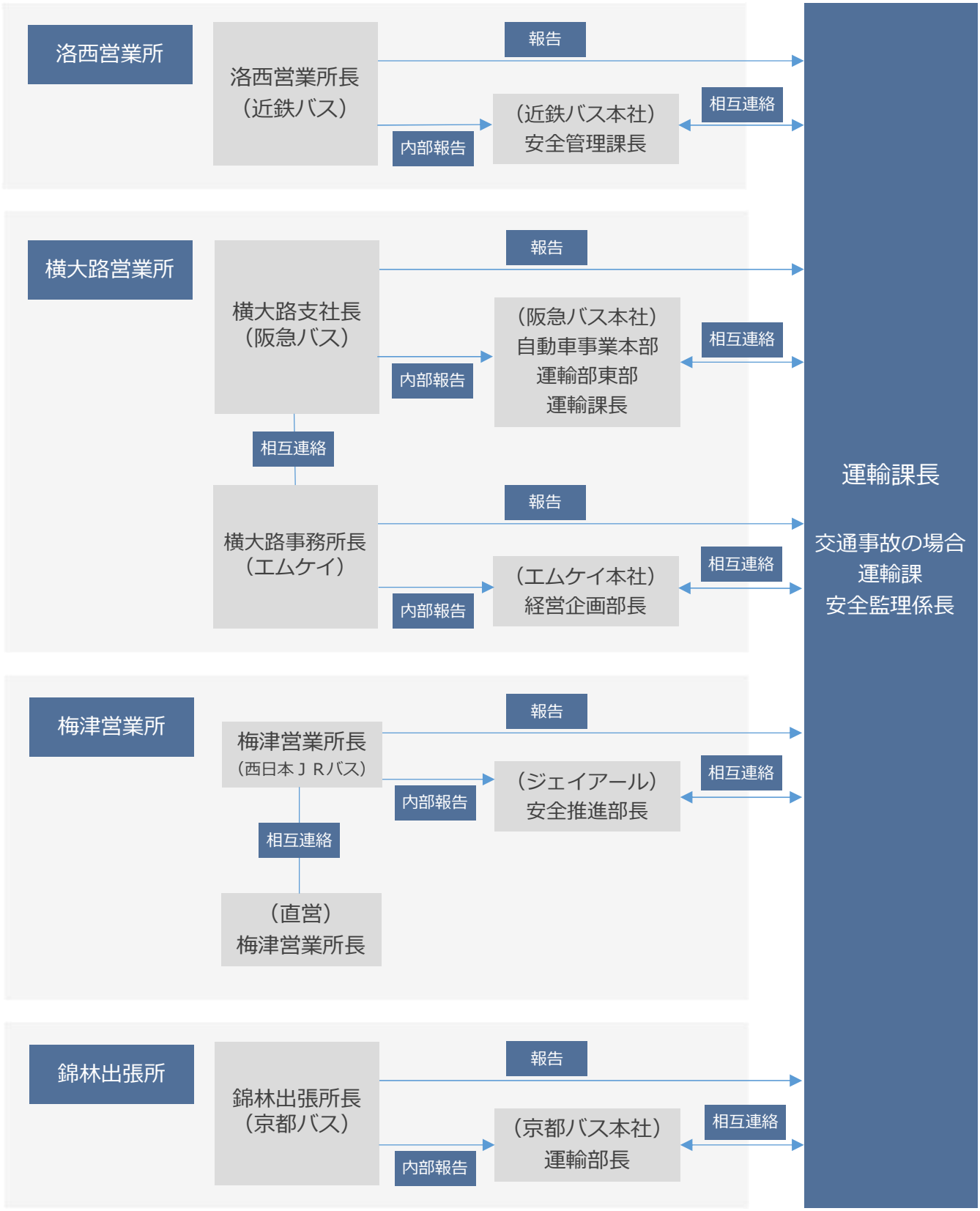

11　安全管理規程

「京都市乗合自動車安全管理規程」

目次

第1章　総則(第1条・第2条)
第2章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等(第3条～第6条)
第3章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制(第7条～第10条)
第4章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法(第11条～第18条)

第1章　総則

(目的)

第1条　この規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条　この規程は、京都市乗合自動車運送事業(法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下「自動車運送事業」という。)に係る業務活動に適用する。

第2章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条　京都市公営企業管理者交通局長(以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2　局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3　局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条　局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。

⑴　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及びこの規程に定められた事項を遵守すること。

⑵　輸送の安全に関する支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

⑶　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

⑷　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。

⑸　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条　局は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条　局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(局長等の責務)

第7条　局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2　局長、次長、企画総務部長、自動車部長等(以下「局長等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、及び体制の構築等必要な措置を講じなければならない。

3　局長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。

4　局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行わなければならない。

(組織)

第8条　局長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために自動車運送事業を統括する。

⑴　安全統括管理者

⑵　運行管理者

⑶　整備管理者

⑷　その他必要な責任者

2　自動車部運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長(出張所をおいた場合は、出張所長を含む。以下同じ。)を統括し、指導監督を行う。
3　営業所長は、自動車部運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属内の各係を統括し、指導監督を行う。
4　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者に事故があるときや重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)
第9条　安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす局長等の中から選任する。
2　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
⑴　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
⑵　身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
⑶　関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)
第10条　安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。
⑴　職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
⑵　輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
⑶　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
⑷　輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
⑸　輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、局長等に報告すること。
⑹　局長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
⑺　輸送の安全に関する運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
⑻　輸送の安全に関する整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
⑼　輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
⑽　その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)
第11条　局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)
第12条　局は、組織体制における意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)
第13条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は京都市交通局危機管理計画に定めるところによる。
2　局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等及び局内の必要な部等に速やかに伝達されるように努める。
3　安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4　局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)
第14条　局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)
第15条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに局長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）
第16条　局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

（情報の公開）
第17条　局は、次の各号に掲げる内容について、毎年度、外部に対し公表する。
⑴　輸送の安全に関する基本的な方針
⑵　輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
⑶　報告規則第2条に規定する事故に関する統計
⑷　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
⑸　輸送の安全に関する重点施策
⑹　輸送の安全に関する計画
⑺　輸送の安全に関する予算等実績額
⑻　事故、災害等に関する報告連絡体制
⑼　安全統括管理者
⑽　安全管理規程
⑾　輸送の安全に関する教育及び研修の計画
⑿　輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
2　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）
第18条　局は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、及び局長等に報告した是正措置等を記録する。

附　則
この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
附　則(平成20年3月31日)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
附　則(平成21年3月31日)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
附　則(平成25年3月29日)
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
附　則(平成26年3月31日)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
附　則(令和3年3月31日)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

【輸送の安全にかかわる情報の公表】
旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（概要版）

（旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７第１項関係）
①　旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項として、以下の事項とします。
・輸送の安全に関する基本的な方針
・輸送の安全に関する目標及びその達成状況
・事故に関する統計
②　安全管理規定等の届出が義務付けられている一定規模以上の事業者が公表すべき事項として、上記に加えて以下の事項とします。
・安全管理規程
・輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置
・輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
・輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
・輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
・安全統括管理者に係る情報
（一般貸切旅客自動車運送事業者については、下記二項目を追加で公表すべき事項とします。）
・事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
・事業用自動車に係る情報
③　一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣に対し、上記①及び②に掲げる事項について、電磁的方法により報告を行うものとします。

京都市交通局

Kyoto Municipal Transportation Bureau